

第3回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

1 日時：令和3年9月22日（水）15：00～17：00

2 開催形式：オンライン開催

○神森保育課長補佐 本日は、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから第3回「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

なお、高知県の田中構成員におかれましては、所用のため、遅れて到着されると承知しています。

まず、冒頭でございますけれども、子ども家庭局内に人事異動がございましたので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

子ども家庭局長の渡辺の後任で、橋本が着任しております。

○橋本子ども家庭局長 子ども家庭局長を拝命しました橋本でございます。よろしくお願いいたします。

○神森保育課長補佐 保育課長の矢田貝の後任で、林が着任しております。

○林保育課長 保育課長を拝命いたしました林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神森保育課長補佐 最後に、保育課課長補佐の井上の後任で、私神森が着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は議題の関係で、保育課課長補佐の西浦が追加で出席させていただいておりますので、御承知おき、よろしくお願いいたします。

なお、本日、新たに着任いたしました審議官の川又でございますけれども、予定の関係で途中からの参加とさせていただいております。到着次第、改めて御挨拶をさせていただきます。

それではまず、資料の確認をさせていただきます。

配付資料でございますけれども、まず1つ目、議事次第、それから資料1という形で「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」、資料2といたしまして「構成員提出資料」、参考資料1で「検討会開催要綱」、参考資料2で「地域における保育所・保育士等の在り方に関する論点整理」という、計5点となっています。

不備等ございましたら、お申しつけください。

本日もオンラインでの開催とさせていただいておりますので、進行中に通信の不具合ですとか音声途切れるというようなことがございましたら、遠慮なくその旨を発言いただくか、あるいは手を挙げていただくなどによりお知らせいただければと思います。

また、御発言いただいている時間につきましては、マイクをミュートにいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題に移ります。倉石座長、よろしくお願いいたします。

○倉石座長 皆様、よろしくお願ひいたします。

この間、少し時間が空いておりましたけれども、また本日から少し日程を詰めて、論点を具体化していくということになりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願ひいたします。

今回からは、前回までの議論を踏まえて取りまとめた論点に沿って、各論点について具体的に議論をしてみたいと思います。

それではまず、事務局より資料1及び参考資料2について御説明のほう、よろしくお願ひいたします。

○神森保育課長補佐 事務局でございます。

先ほど倉石座長からもお話ございましたけれども、第1回を5月26日、第2回を6月28日に開催させていただきまして、構成員の皆様からいろいろな御意見をいただいたところでございます。それを踏まえまして、7月16日に社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会におきまして、当検討会における議論の論点を整理したものを資料としてお出ししているところでございます。その資料が、参考資料2として本日つけているものでございます。

まず、順番が前後いたしますけれども、参考資料2につきまして簡単に触れさせていただきたいと思ひます。お手元に用意いただければと思ひます。

参考資料2「地域における保育所・保育士等の在り方に関する論点整理」という資料でございます。

こちらは論点を4つに分けさせていただきまして、それぞれ論点、それから構成員の皆様の御意見を並べたものでございます。

今回、時間の関係上、一つ一つ紹介はいたしませんけれども、まず1つ目の論点といたしまして「人口減少地域等における保育所の在り方」というところで、今後、人口減少地域の拡大が想定される中、人口減少地域等において必要な保育を確保していくための方策について、どのように考えるか。

各市町村では、保育所等の統廃合・規模縮小、公立保育所の在り方の検討などの対応が必要となり得るが、地域ごとに状況が異なることに留意しつつ、どのような対応が考えられるかというところを論点として挙げさせていただいております。

少し飛ばしまして、3ページを御覧ください。2つ目の論点といたしましては「保育所・保育士による地域の子育て支援」でございまして、地域で子育て世帯が孤立しないために、保育所等を利用していない子育て世帯に対して、保育所が担うべき役割や関係機関との連携についてどのように考えるか。

その際、保育士の負担に配慮しつつ、保育士の専門性を生かした支援としてはどのようなものが考えられるかというところを論点として挙げさせていただいております。

こちらについても意見をたくさんいただいておりますので、4ページ、5ページと続いてございます。

それから3つ目、6ページ目でございますけれども、今回のテーマでございます「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」というところ、論点についてはまた改めて御紹介させていただきますので、今回は割愛させていただきます。

4点目といたしまして「保育士の確保・資質向上」ということとございまして、生産年齢人口の急減や地域の子育て支援における保育所の役割を踏まえた保育士の量的確保策や資質の向上策についてどのように考えるかというところ。

それから、わいせつ行為を行った保育士の対策について、教員の取扱い等を踏まえ、どのように考えるかというところを論点として挙げさせていただいております。

今回は論点の第1回目ということで、3の「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」というところを挙げさせていただいております。様々な調整の過程の中でこのテーマを最初に持ってきたということとございまして、順番に特段大きな意味はございませんので、それぞれ論点ごとに、今後議論をしていただくということを考えています。

なお、例えば今回御説明いたします一時預かりに関しましては、いわゆるレスパイトの観点から地域子育て支援という観点ですとか、場合によっては人口減少地域の子育て支援というのが重複するような部分があるかと思っておりますけれども、便宜的に分けているということですので、論点の境目にあるようなものについてどの回で発言していただきたいということとはございませんので、幅広く御議論いただければと思います。

参考資料2につきましては、簡単ですけれども以上でございます。

それでは、資料1を御覧いただければと思います。

「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」というところで、本日御議論いただければと思っております。

議論といたしましては論点が大きく2つございまして、一時預かりに関するもの、それから医療的ケア児、障害児、それから外国籍の子供、親御さん、そういった方々への支援というところの2テーマございまして、一気通貫で説明をさせていただきます。その後の議論の取扱いにつきましては、倉石座長から御説明させていただきたいと思っております。

まず、「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」というところで、1ページ目を御覧ください。一時預かりについて、必要とする人がより利用できるようにするための方策についてどのように考えるかということ論点として挙げさせていただいております。

これに対し、対応の方向性といたしまして、一時預かりの実施が困難な要因を踏まえ、その解消を図るとともに、必要な支援が行われるための方策について、どのような対応ができるか検討していくという方向性をお示しさせていただいております。

資料の2ページ目を御覧ください。

対応案①ということでございまして、まず1つ目でございますけれども、まず一時預かりの円滑な利用を図るに当たっての課題の1つといたしまして、事業者にとってどのような困難性があるのかということにつきまして、私どもも平成30年度に子ども・子育て支援推進調査研究事業という形で調査をさせていただいており、あるいは電話で市町村に御

連絡をして状況をヒアリングというような形で実態の把握に努めています。

この中で、通常の保育と比較した一時預かりの難しさとして、保育所では慣れていない子供を数多く預かる必要があるというところの回答が約6割になっているということで、こういったところに課題があるという示唆を得ております。

2点目でございますけれども、足元の状況といたしまして、昨今、虐待件数が増加しているという中で、子供の年齢が低いほど就園していない児童の割合や虐待死の割合が高い状況になっているところ。一時預かりについては日常的な生活の中での突発的な事情、例えば冠婚葬祭等や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合ですとか、あるいは核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための利用が可能であるとされているところであります。

この点、社会的養育専門委員会におきましても、いわゆるレスパイトの観点というところで、使いたいときに利用できるようにというところが必要ではなかろうかということが議論されているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、一時預かりについて利用する子供の状況を事前に保育所等が把握するための仕組みや利用する子供の年齢に応じた補助の在り方等について、今後検討していくこととしてはどうかということをお示しさせていただいているところでございます。

3ページ目以降は参考資料でございますけれども、3ページ目に一時預かり事業の概要につきまして、あるいは事業の実績についてお示しをしています。

4ページ目を御覧ください。4ページ目につきましては、一時預かり事業についてどういった課題があるのかということにつきまして市区町村の担当者に対して、いろいろなヒアリングを行わせていただいたというところでございます。

先ほど申し上げましたように、保護者が一時預かりを利用したい時に利用できないという状況があるのではないかとということで、やはりなかなか預かることが難しいような実態があるというようなところを今回このヒアリングの中で得ているというところでございます。

5ページ目につきましては先ほど申し上げた調査研究の結果でございますけれども、保育所が一時預かりを行う場合に慣れていない子供を数多く預かる必要があるというところに多く回答が集まっているという状況でございます。

6ページでございますけれども、保育所、幼稚園等の年齢別利用者数及び割合ということでございまして、黄色のところを見ていただければと思いますけれども、こちらが就園していない児童、この中には認可外保育施設を利用されている方もいる点には注意が必要でありますけれども、こういったところを見ていくと、0歳児が84%、1歳児が55%、それから2歳児が49%となっております。保育所等に就園していない児童が0～2歳に偏っているといえますか、多く集中しているというところが見てとれるかと思えます。

続きまして、7ページでございますけれども、児童虐待による死亡事例の推移と虐待死

に占める割合でございます。こちらを御覧いただければと思いますが0～2歳に割合としては虐待死が集中しているというところが示されております。データ上に現れていませんけれども直近のデータを見てみますと、なかなか養育機関、教育機関を利用していない児童さんという方がやはり多くなっているという状況があると聞いています。

以上が一時預かりに関するところの御説明になります。

続きまして、8ページ目を御覧いただければと思います。多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援のうち、論点といたしまして医療的ケア児、障害児、外国籍の子供、あるいは家庭環境に特別な配慮が必要な子供の家庭の子供など、保育の現場で多様化するニーズについて、待機児童解消の観点も踏まえて、その受入れや必要な支援を進めるための方策についてどのように考えるかということ論点として挙げさせていただいています。

これに対する対応の方向性といたしまして、現在実施している各種支援を引き続き推進していくこととともに、配慮が必要な子供の実態把握し、必要な対応を検討していくということも挙げさせていただいています。

9ページを御覧ください。多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援というところですが、現在保育所等における配慮が必要な子供の受入れにつきまして、それぞれ幾つか予算事業等で、私どもも支援を行っているというところがございますけれども、まず1つ目、医療的ケア児につきましては、看護師等の配置や検討会の設置など、必要な体制の構築に対する支援というものを医療的ケア児保育支援事業という形で実施をしております。

先の国会で医療的ケア児に関する支援法が成立しておりますけれども、私どもも令和3年度よりモデル事業から一般事業へ拡充する等の対応を取っているところでございます。

②障害児につきましては、その保育に対応する加配職員の配置に対する支援というものを地方交付税により措置しています。こちらは平成30年度より、予算額を拡充するなどの対応を取っています。

③外国籍の子供など配慮が必要な子供については、それらを多数受け入れている保育所等の加配職員の配置に対する支援というものの、こちら予算事業でございますけれども、家庭支援推進保育事業というもので実施しています。こちら令和3年度より、外国籍の子供の占める割合が特に高い保育所等につきまして補助の上乗せという形で強化をしているところでございます。こうした支援を引き続き推進していくことがまず重要ではないかというところをお示ししています。

また、医療的ケア児、障害児、外国籍の子供以外という部分でございますけれども、配慮が必要な子供たちというのはそういった医療的ケア児、障害児、外国籍以外にもいらっしゃるであろうという中で、なかなか実態は把握できていないというところであります。こうした子供の状況について実態を把握するというところ、それからその結果を踏まえて必要な対応を検討していくこととしてはどうかということをお示ししています。

10ページ目以降につきましては、現在、私どもで実施しております予算事業の概要、例えば10ページ目でございますけれども、医療的ケア児保育支援事業の概要を載せております。11ページにつきましては医療的ケア児の受入れ状況の推移というところで、現下、受入れをしている施設数及び受入れ児童数も増加基調にあるということが言えるかと思いません。

12ページでございますけれども、障害児保育の概要ということでございまして、現状行っている財政支援とか、実施箇所、受入れ児童数といったものを、記載しています。

最後に13ページでございますけれども、家庭支援推進保育事業ということでございまして、現状の事業内容ですとか実施実績といったものを書かせていただいております。

簡単ではございますけれども事務局からは以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

今、事務局のほうから説明いただいたように、今回の論点は2つになります。一時預かりについてと多様なニーズを抱えているお子様・御家庭の支援ということになってきます。

まず今日は、前半で一時預かりについて時間を取って御意見をいただいて、後半が多様なニーズの受入れ・必要な支援ということで、前半後半で分けさせていただこうと思っておりますので、その点よろしくをお願いします。前後半それぞれ30分か40分ずつぐらい、いろいろと御意見、議論いただきたいなと思っております。

まず最初の一時預かりのほうなのですけれども、今、御説明があったとおりなのですが、レスパイト、それから虐待防止、育児ストレスの軽減等々の目的を持って進めるべきではないかということが各検討会からも言われているということと、同時に保育の現場からは保育の質をどう担保するかということもございまして、受け入れるに当たっての仕組み、もしくは補助の在り方等々についても御意見をいただく必要があるかと持っているところです。

前回までは順番に御指名で、名簿順ぐらいで御指名をさせていただいたのですけれども、今回からは挙手でさせていただこうと思っておりますので、一時預かりについて、まず御意見のある方は挙手をいただいて、私の方で指名をさせていただきますので、御発言をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。一時預かりのことについて、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

森田構成員から手が挙がっておりますので、森田構成員からよろしく願いいたします。

○森田構成員 いつもお世話になります。森田でございます。よろしく願いいたします。

私のほうからは2点、お伺いしたいことがございます。

まず、4ページに「市区町村の担当者に対して、一時預かり事業の課題について確認した」とありますが、保護者や、我々のような事業者にもお尋ねいただいたのかというのを教えていただければと思います。

また、どれぐらいの市町村の担当者からヒアリングをされたのでしょうか。数にもよると思うのですけれども、エビデンスとして、公の資料として出される際の課題にもなると

感じましたので、そのこのところも併せて教えていただければと思います。

もう1点が、一時預かり事業について、補助事業として議論するのか、自主事業として議論するのかです。実際に私の法人でも補助事業として一時預かり事業を実施しております。しかし、待機児童が減少してくると、一時預かりの子ども数も随分減ってくる。そうすると、補助事業の1人の保育士を必置した中で、100万円程度の補助金では賄えなくなってくるのです。そうしたときに、いわゆる持ち出し分が大きくなってくると、補助事業としては行えずに、現時点では自主事業として行わせていただいています。ここに書かれている課題には、補助事業として行うのであれば当然必要になるということも書かれています。補助事業として議論するのか、それとも自主事業のような形でも行っていくことを含めて議論するのかを教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○倉石座長 ありがとうございます。森田構成員、まずは事務局への質問と捉えてよろしいですか。

○森田構成員 どれぐらいの数の市町村の担当者にヒアリングをされたのか、また、我々のような事業者ないしは保護者にもしっかりと意見を聞いていただけたのかどうかということをお教えいただければと思います。

○倉石座長 このような意見と御質問が出たのですけれども、事務局のほうでお答えいただけることがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○西浦保育課長補佐（地域保育係） 事務局でございます。

今、御質問のございました自治体へのヒアリングでございますけれども、我々が普段からいろいろと通常業務の中でやり取りをさせていただいています自治体さん5～6か所程度に聞きながら、実態把握をさせていただいたものでございます。

その際、御指摘のとおりでございますけれども、今回は自治体の担当者ということでございましたので、事業者様のほうにはお聞きをしていないところでございます。

○倉石座長 ありがとうございます。当然保護者にも聞かれていないのですね。そういうことですね。

○西浦保育課長補佐（地域保育係） はい、保護者にも聞いてございません。

○倉石座長 森田構成員、今のを踏まえて何か御意見があれば。

○森田構成員 資料4ページで課題として出され、「保護者」と「事業者」において、と書かれているのであれば、当事者の御意見も当然お伺いいただくべきではないかと思しますので、今後についてはそうしたところを御配慮いただければと思います。

○倉石座長 それから森田構成員、続けての質問で、補助事業と自主事業のことですけれども、この点も先ほどの御発言でよろしいですか。

○森田構成員 これから議論するのは補助事業として考えさせていただけたらいいのか、それとも、いわゆる自主事業としての課題ということも踏まえて考えさせていただいてもいいのかということをお線引きしておかないと、多分いろいろな御意見になってくるかと思っております。補助事業として議論するならば議論するで、御指示いただければと思います。

○倉石座長 事務局いかがでしょうか。その辺の整理は今しておいたほうがいいですか。

○西浦保育課長補佐（地域保育係） 事務局でございます。

この一時預かりの推進方法について御議論いただきながら、その中で国としてどのような支援をしていくかということも併せて検討していく必要があるかと思っておりますけれども、我々としてもできるだけそこに支援を入れていきたいと思っておりますので、基本的には補助事業という形で想定をしていただければと思っております。

○倉石座長 ありがとうございます。

事務局からそのように言っていただきましたので、明確な線引きというよりは補助事業ということをもつイメージを持っていただきながら、仕組みづくりのところで御意見いただきたいということになると思っております。ありがとうございます。

一時預かりについて、ほかにいかがでしょうか。何人か手を挙げていただきましたので、まず、高谷構成員、その後、坂崎構成員にお願いしたいと思っております。では、高谷構成員、お願いいたします。

○高谷構成員 お先にさせていただきます。

現場からということで、保育園の施設長ということでお話をさせていただきたいと思っております。

まさに今、森田先生がおっしゃったように、都心部でかなりのニーズがあるようなところは、例えば常駐で職員を確保する、これは職員の人材が確保されたという大前提付きではありますけれども、固定的に保育の担当職員をつけて運用することは可能ではないのかなと思っております。

ただ、やはり郡部、それからニーズがそれほどないところ、全くないということではなくてそれほどないところ、例えばうちの場合などでも、毎日あるわけではなくて、たまに週に1～2回という問合せが入るところがいっぱいあると思っております。そういうときに、例えばうちの場合でしたら、一応、対応のために非常勤の先生は配置しているのですが、通常、一時保育は申込みがないときにはクラス対応しておりますので、そういう状況の中で申込みがあると、例えば今はコロナ禍でなかなか難しいのですが、保育園のイベントがあるようなときとか、なかなか対応が即座にできないようなときにお断りをすると、実際の運用の中ではそういうことになります。

例えば専属でずっとお部屋に待機している人材がいて、補助金もそれ相応のものがあってということであれば断ることはないと思うのですが、実情の中では一緒に行っているということで、非常に難しい部分です。

資料にもありますように、ずっといるわけでもないですので、子供たちが慣れない中で、朝来て、やはりお母さんが恋しいから泣くのです。そうすると、お友達と一緒に遊んでも、周りの友達が一緒につられて泣き出したりして、かなり混乱が生じてくるというような現実も現実問題としてあります。

そういう中で、今日はなかなか難しいのだというようなところに、施設長がはい、受け

ますからどうぞというわけにもなかなかいかず、それはそれぞれの現場の職員さんの状況を確認しながらやっていかざるを得ないということがあります。そんな現状です。それでも何とかその地域の要望、ニーズに応えたいということでやってはおるのですけれども、現場の職員としては負担感が非常に大きいという状況です。予算的にも確保できず、人員的にも今の段階ではなかなか難しい。これが少子化になるとまた違う展開にはなるかと思うのですが、少子化になると、これまた一時保育のニーズが少なくなるというようなことありまして、そのバランスは難しいところだと思うのです。

私も個人的に思うのですが、やはりぱっと来て、今日初めて来てというわけにはなかなかいきませんので、提案にありますように、事前にアレルギーとかそういうことを相談の上ということとはもう既に各園やっているのです。初めて来るお子様には、事前に1回来ていただいて、おやつとか大丈夫なものを確認した上で、実際当日を迎えるというのは、事実上はもうやっていますので、それは当然のことであって、そういうことを制度として確立するならば当然いいのだとは思いますが、1回来て、またずっと来なくて、半年後に1回来るみたいな形になると、それはそれでスタートからということになるので、例えば定員がいっぱいでどうしようもないような場合はしょうがないのですけれども、少子化で定員を割るような場合、例えば週1～2回程度の利用、登録入所制にしてしまうとか、1週間来ないだけで、1～2日来るだけで、もう自園の子供ですというパターンでやっていきますと、それ相応の運営費も設置されれば、待機児童との関係、職員との関係もあるのですが、それなりの運営がやれるのではないかなとは思いますが。半入所的なものです。現状では保育士が足りないということではなかなか難しいかとは思いますが。

一応、こんな状況です。よろしくお願いします。

○倉石座長 ありがとうございます。

現状を言っていたいただいたのと、最後に登録通所制とか登録入所型とか、そういう形でする方法もあるのではないかという提案もいただきました。ありがとうございます。

では続けて、坂崎構成員、お願いします。

○坂崎構成員 日本保育協会の坂崎です。

私は別段、高谷さんと話をしているわけではないのですけれども、かぶるところがあるので、一時預かりとしても相当マニアックな話をします。保育課の人たちにしてみるとよく分かるかもしれませんが、今の一時預かりの難しさ、また補助金とか保育士の配置基準等を全く考えずにという話です。

やはり少子化地域とか定員割れ等の施設を基本として、現在保育を必要としない満3歳未満の子供と家庭を対象とした、週2～3回程度の午前中、例えば昼食を含む園利用を一時預かりの形にできないだろうか。もう1回言いますね。保育を必要としない満3歳未満の子供と家庭を対象として、週2～3回程度の午前中の園利用を一時預かりの事業の対応にできないだろうか。

理由は、1つは、効果としては保護者のレスパイト、リフレッシュとともに、そういう

育児支援とともに効果的に虐待や貧困予防にもなるのではないかと思いますし、現実なのですが、乳児院、児童養護施設、虐待の一時保護委託ではなく、いわゆるショートステイ、一時預かりの利用によって保護者の敷居を低くして効果を上げているということが現実にあります。

さらに言うと、現存の（２）の余裕活用型と（４）の幼稚園型Ⅱ、幼稚園型Ⅱというのは保育を必要とする０～２歳の児童の受け皿として定期的な預かりを行う事業ですから、簡単に言うと、満３歳になる前の２歳児が春から来て、そこまで使うということが出来るわけです。ですから何らかの線引きをすると、その反対の仕組みをつくれるのではないだろうかと思います。こういうことによって、子供にとってもある程度の基本的な生活習慣の育成を図るとともに、片一方では定員割れや少子化の地域の園の一助にもなるのではないかと。さらに言うと、皆さんよく分かります、いわゆるいろいろな意味での予防というものをつくる可能性ができるのではないかなと思います。

しかしながら、例えば０歳の頭からやるのだとか、１歳からやるのだとかというと、最初に戻った補助金との関係とか、保育士の配置基準の関係がありますけれど、やはりそういうことをやっていかなければならない実態にあるということは確実です。ですから、このことが一時預かりなのか、今日最初に話をしたのですけれども、子育て支援と考えていくのか、例えばそういうことの分け隔てはあると思いますけれど、いわゆる０号認定とか４号認定だとかとよく言われるのですけれども、そういうところに対しての光の当て方を、大都会であればネウボラとか、そういうことでやれるかもしれませんけれど、ある意味ではいわゆる定員割れとか、町村程度ではそういう形を取っていてもいいのではないかと。大都市向きのいわゆるモデル事業が行われてきたわけですけれども、そうではない少子化地域に適した形での一時預かりを考えるべきではないかと思っています。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

最後、地域の特性のことを言っていただきましたが、都市部でも、今、坂崎構成員に御提案いただいたような週２～３日、満３歳未満の者の利用を事業対象にできるのではないかとということですね。都市部でも可能かなというようには受け止めさせていただきました。ありがとうございます。少し具体的なことをお話しいただいたと受け止めています。

ほかにいかがでしょうか。では、石井構成員、お願いいたします。

○石井構成員 石井です。

一時預かりについてなのですけれども、都市部では相変わらずニーズが高くて、幼稚園とか拠点とか、その他いろいろなパターンで行われています。利用については、ある程度定期的に決まった曜日などに、今おっしゃったようなパターンで利用する場合というのは特に問題はなさそうとか、いろいろ考えていけそうなのですけれども、急なニーズにどう対応するかというのがすごく難しい制度だなと思っています。

これは利用者側の持つ、預けて本当にいいのだろうかみたいな、そういう意識の問題と

か、あと施設側のハードルというのですか、保育園はちょっと敷居が高いなみたいな、そのようなところも影響しているのかなというのは個人的には思います。

僕が十数年前に関わった調査のときに、実施するのが結構大事な部分もあるのですけれども、コーディネートの大変さというのが課題に挙がっていたことがあって、むしろコーディネートはどうしていくかというところが、この急なニーズへの対応というところとすごく関わってくるのではないかなと思います。そういう意味では、園で差配するというか、受付も含めて個々の園が差配していくというのはすごく難しいことなのではないかとは個人的には思います。ファミサポみたいな中核の差配するようなどころがあると、もしかしたらやりいいのかなとは個人的には思います。

もう一点、量の確保の問題とともに、質の確保というところが重要なのではないかなと考えています。特に保育園とかではもうあまり問題ないのではないかなと思うのですけれども、集団保育の実績がないパターンでの質が課題かなと僕は思っています。先頃発表された死亡とか負傷の厚労省の資料がありましたけれども、例えば認可外保育施設の届出が1名以上になったというところもあるのですけれども、現段階でその制度すら知らなくて、預かりや一時預かりみたいなことを個々でやっていて、届出がされていないから把握もされていないというケースも十分にあり得て、私に関わった重大事故の検証委員会で、実は先頃、そこが課題になりました。

そこでもう安全というか命を落としてしまうようなケースが出てきてはいるので、質の確保というのは1つ課題かなと思います。昨日もあるNPOで、一時預かりをどうしようという研修をしてきたのですけれども、今、一時預かりについての方法が様々なので、特に個々とかNPOとかひろばとかでやっているパターンだと、保育園が中心となって、技術提供というか最低限の安全の保障とか、どうしたら子供の充実した時間を持てるかみたいなところは、実践の共有とか学びというのが地域で共有されるといいなというのは、そういう意見も出ましたし、つくづく昨日、研修の中で感じました。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

質の確保というのは資料のほうにも書かれていまして、これからの課題になりますので、またどこかで発言いただけたらと思いますし、今お話にあった仕組みのところでは、コーディネーターというかコーディネートするところを園任せにするのではなくて、そういうことを仕組みとしてつukれないかという、そういう具体的な御提案をいただいたということでございます。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。一時預かりについて、御意見はありますか。では、堀構成員にお願いして、その後、古賀構成員、お願いいたします。

堀構成員、お願いいたします。

○堀構成員 恐れ入ります。共有させていただきます。

今、先生方からお話があったことと重複する部分もありますけれども、少し考えをまと

めましたので、述べさせていただきます。

まず、一時預かりの場合、各家庭状況の把握が難しいということがあったと思うのですが、実施している園も先生方へのリサーチをしまして、先ほどのお話にもありましたが、各家庭状況の把握を事前訪問など、あるいは園によっては母子通園ということで、事前に一緒に園環境に慣れるということをしていらっしゃる。ただ、やはりそれも園独自の取組でなされているところではあるのですけれども、そういうケースもあるということです。

そういうことを考えましても、子供の状況を把握するためにも、ある程度利用可能な園は絞るなどの配慮が必要なのではないかということは常々考えているところです。

一方で、園で受入れ可能なケースも、このようにある程度絞ったケースと、先ほどの石井先生のお話にもあった急な対応だと、自治体、例えば子育て世代包括支援センターなど様々な総事業を行っているところがありますので、具体的な場所はこれからだと思えますけれども調整可能な仕組みを検討するということもあるのではないかと。以前報告させていただいたマイ保育園では、一時預かりにつながるケースが多くありましたので、ある程度絞られているということで利用につながるということがあるのではないかとこのことを考えました。

ただ、これまでのお話にもありましたように、一律に実施では難しいというケースもあるということを知っています。保育所の規模や力量、例えば新規園などで余裕がなかったり、あるいは若い先生方がやはり目の前の保育で精いっぱいということもあつたりします。実施や受入れニーズを調整するなどが当然必要だということで、自治体としては実施園に対する評価、先ほど補助金の話も出ましたけれども、明確に位置づけるということがやはり必要ではないか。

地域によって家庭環境やニーズが異なりますので、地域に適した柔軟な仕組みとすることも検討の中に入れるべきではないかと思えます。

また、虐待が危惧されるケースと一時預かりのニーズのある家庭の支援については、それぞれに適した配慮が必要ではないかと思えます。

私からは以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

やはり利用可能な園について、情報提供も併せて調整機能ですね。そういうものをどういところが担うかということもあります。保育所の体力ということも当然あるということをお話いただきました。ありがとうございました。

では、続いて古賀構成員、お願いいたします。

○古賀構成員 お願いします。

もう既に様々な先生方からのお話が出ているので、重なるところもあるのですけれども、私のほうから、ちょっと幼稚園にも関わるところでお話をさせていただこうかと思っております。

一時預かり事業、先ほど坂崎さんのほうからもお話がありましたけれども、5つの型があって、中でも4番目の幼稚園型Ⅱというものが平成30年度から創設されています。幼稚園については、少子化によって生じた空き保育室をうまく活用しながら保育人材を確保して事業実施を行うところも増えてきています。母親と登園するクラスであるとか、週2日のクラスからだんだんと移行していくような、いろいろなタイプが実施されているところ です。

無償化によって2歳児クラスから満3歳児のクラスに移行するところは特に非常に人気が高いというところで、本当に満杯というような状況も聞こえてきています。そういった利用が進んでいるところも一方であるわけですがけれども、2歳児というところがメインなので、0～1をどうするかという問題とつなげて考えていけるようなシステムが必要かと思 います。

それから、利用しやすい環境を整えるために、保護者がアクセスしやすいように、市町村の一時預かりに関する情報提供のネットワーク化とか、先ほどもお話ありましたけれどもコーディネート機能をどこかに持たせるということが必要ではないかと感じております。市町村のホームページに園名は上がっていても、利用に必要な情報は不確かなもの多くて、園に問合せをしてほしいということになっていることも多く、そうすると、もちろん園に一度訪問して、事前のいろいろなやり取りをすることは重要かと思うのですが、一つ一つの園とそれをやっていると、保護者がとてもではないけれども利用できないというか、そこまでのハードルが高過ぎるということになりますので、やはり最低限の情報提供というものがネットワーク化されていることや、例えば平均的な曜日ごとの利用率が分かるようなことがほしいのではないかなと思います。

この検討会自体は保育所を中心とした検討であると思 いますけれども、一時預かり事業全体の効率的・効果的な運用を考えることが重要なのではないかと考えております。

また、一時預かりの担当者につきましては、通常保育の担当者と異なる専門的判断があるということも研究上、明らかにされてきているところです。通常保育は日常的な継続的な保育者との関係と生活基盤の下で展開する一方で、まさに先ほどもお話がありましたけれども、一時預かりは一時的で緊急的で保育者との関係も多くは継続的でない中で展開しなければなりませんので、だっ っこ一つの判断が異なってくるというわけです。子育て支援に関する幅広い知見とかスキル、保育施設に慣れていない子供や母子分離が難しい子供など、保育を安定した情緒の下で行うということ自体に難しさがあるというのが一時預かりの特徴です。

また、一時預かりは通常保育への入り口となっていたり、ストレスの高い母親に対する子育て相談とか、専門的な虐待対応への入り口にもなり得るという、家庭と家庭外保育をつなぐ非常に重要な位置にあると考えます。しかしながら、一時預かりの担当者は常勤でないことも多く、そういった場合に専門的なスキルの獲得や向上というのが、その担当者の資質任せになることも多くあります。専門的な研修や受講に必要な支援制度等が必要と

されているのではないかと思います。一時預かりに関する専門的な保育スキルを明らかにすること、その獲得に必要な研修を要すること、一時預かり担当者がその研修を受けられるシステムを構築することが必要であると考えております。

以上です。

○倉石座長 古賀構成員、ありがとうございました。

一時預かりでは専門性を担保し、それに対する研修制度などもつくっていくということと、やはり両方を一緒に考えていく必要があるのではないかとということですね。情報ネットワークを使って、保護者が利用しやすいようなアクセスを考えて、入り口をどのように案内していくか、利用勧奨できるかというシステムづくりというようなこともお話しただけだと思います。ありがとうございました。

御意見、ございますでしょうか。

では、遠山構成員、お願いします。

○遠山構成員 遠山です。よろしくお願ひいたします。

こんなに大げさになると思わなかったのですけれども、「構成員提出資料」という形で資料を出ささせていただきました。何をしゃべるのかというのが事前に分かったほうがいいのかと思ひまして、御覧いただければと思うのですが、私のこれからの説明は、一時保育だけではなくて、このうちの例えば医療的ケア児のことであるとか、あるいは本来は別の日に議論することになるかもしれませんけれども、人口減少地域等における保育所の在り方、これが全部重なってしまうようなことがあるかもしれないのですが、最近うちのほうで行っている事業について説明をさせていただきます。その中で、やはり一時保育は大切だろうということで、今までやっていないことをやっていこうとは考えています。

資料2「構成員提出資料」の中のまず最初のページが相模原市の公立園の再編についてということで、これは藤野地区という旧藤野町、平成19年に合併してほかに私立園が全くないというところなんです。

直近では約8,300人という人口で、今どんどん人口が減っているところなのですが、保育園については60人までの定員で46人、ここは令和元年の台風で土砂が流入したという出来事がありました。

それから、幼稚園のほうは280人の定員に対して23人しかいない。ただ、ここは風水害時の避難場所、地域の方が避難できるようなところになっていますので、令和5年4月に、この2園を併せて、幼保連携型認定こども園を設置する予定です。

その際には、今は受入れ年齢が満1歳からとなっているところを、旧相模原市域に合わせて満8週に、それから、ここでやっと一時保育が出てくるのですが、一時保育もここで実施をする予定で考えています。

それからもう1つ再編を考えているのが次のページの城山地区になるのですが、やはり同様に旧城山町が平成19年に合併しています。こちらは人口が約2万3000人の地区になりますので、私立の保育所が1園、それから私立の幼稚園型認定こども園が2園あるという

状況です。

公立園で言いますと、どれも老朽化が進んでいて、保育園のほうは定員にほぼ近い形で入所者数があるのですが、城山西部保育園は土砂災害警戒区域に隣接していたり、どの施設も老朽化していたり、また城山幼稚園は80人の定員に対して9人しか入っていないという状況でございますので、来年度の募集はしないということで、令和5年4月に幼稚園を廃止しまして、その跡地に城山中央、城山西部の2園の保育園を持ってきて、公設公営の民間保育所を新設する予定でいます。併せて受入れ年齢の拡大と一時保育、それから医療的ケア児の受入れを実施する予定で考えています。

ここからは書いていないことで少し話をしますと、一時保育なのですけれども、先ほどもどなたかの先生がおっしゃっていましたが、相模原市でも一時保育に関しては令和2年の決算の数字を見ても、令和元年比べて数字が減っています。これは補助額です。どれくらい減っているかというところ、約3000万円が2200万円という補助額になっております。

園自体は、認可保育所、地域型保育事業、それから幼保連携型認定こども園、合計204園のうち106園、52%が実施しているのですが、実績としては減ってきているという状況があります。1つは、やはりコロナの影響があるのと、それから相模原市の待機児童が減ってきましたので、ここら辺がやはり減ってきているのかなというところが実績としては見てとれるところでございます。

資料1にあります幼稚園Ⅱ型だとかについても、やはり2歳児の受入れを本市でも1園でやっているのですが、ここもやはり実際に入所されている方は今2人というようなことから、なかなか数字が伸びていないというところが、今、状況として見ているところでございます。

余計な話に触れてしまったかもしれませんが、以上でございます。ありがとうございました。

○倉石座長 遠山構成員、ありがとうございました。具体的な自治体の取組ということで御説明いただいて、とても分かりやすかったと思います。

私が質問させていただくのはちょっと失礼かもしれないのですが、統廃合されて一時保育を設けられるときの何か具体的な枠組みのようなものは設定されているのでしょうか。

○遠山構成員 まず、この藤野地区のほうの新たなこども園に関しては、今のふじの幼稚園をリフォームして使うということになりますので、新たに一時保育室というところを設けられなくて、多目的室の中で一時保育の利用をしていきたいと考えていますので、そういった部分ではかなり園児さんと溶け込みになるのかなということを考えています。

もう一つの城山地区に関しては新設ということになりますので、一時保育の部屋も設けたいと考えております。あと、管理する立場から、私立の先生方に怒られてしまうかもしれないのですが、一時保育が必ず常時毎日あるというわけではないと思っていますので、そういう面では、日頃の通常の保育の中でも、いわゆるフリーとして穴埋めができるようなことも考えながらというか頭の片隅に置きながら、一時保育は考えているところ

でございます。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

非常に具体的な御発言をいただきまして、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、最初に開構成員、お願いいたします。

○開構成員 御指名ありがとうございます。

お伺いいたしていきまして、やはり一時預かりというのを多様なニーズ、特別なニーズがあるからそれに応えるというよりは、子ども、そして保護者の方がどこかにつながる権利なのだと思いを転換していく必要があるということかなと思いました。リフレッシュが特に、保護者が子育てをしないで遊びに行くのに預からなくてはいけないのですかというのが保育士、保育所の本音かもしれません。このようなことはなかなかおっしゃらないとは思いますが、今日出ています虐待の件数等も含めまして、一時預かりがどのように虐待の減少につながっているのか、それをどう予防しているのかというような研究等、データ等をお示しただけですと、多分納得した上で、そういうことに前向きに取り組もうという保育士、保育所が増えていくのではないかと思います。

今のところは、なぜ私たちがそれをやらなくてはいけないのかという必要性というようなところですね。これを言うちょっとあれかもしれませんが、昔ながらの母性神話、0歳から2歳までは母親と一対一で一緒にご家庭過ごすほうが保育所に通うよりも幸せというようなことをまだ思っている方もおられるかもしれません。もちろん幸せにつながれば大変ありがたいですし、それができるご家庭、地域もおありかと思っておりますけれども、そうではなくて社会全体でどこかにつながりながら、支えられながら子育てをするというのは、これは権利として認められていくのだというような位置づけでいけば、もしかすると一時預かりは進むのかなと。これから保護者になっていく子どもたちが学ぶ小学校から高等学校、大学等でも、これから保育士を目指す学生等にもそのように伝えていくことがもしかすると大事になってくると思います。

とは言いつつ、皆様がおっしゃっているとおりすごく課題もあるかなということ。そして一時預かりながらの課題もあるということです。特にこれはちょっと考えすぎかもしれませんが、幼稚園等、0～1歳児を対象に一時預かりを行うことで、その後の就園につなげる。もちろんそれがいい意味でつながっていればいいのですけれども、私が危惧するのは、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、早期な知的な教育等々、乳幼児期の発達やふさわしい生活に即していないような行き過ぎた先取りプレスクールということにつながるといふことであれば、本当に中身ということは検討をしていただかないといけないかなと思っております。3・4・5歳以上の義務教育化を文部科学省等でお進めいただいている論議と、また、0・1・2歳で親子共々どこかにつながる権利、もしかすると子ども

にとっては乳幼児期にふさわしい教育を受ける権利、保護者にとっては子育てに必要なことを学ぶ権利ということにもなるかもしれません。

そういったような位置づけで本当に予算措置が取られて、それこそ一時預かりを希望する保護者の方が少子化等で減ってきたので、これは要らないねということなのか。今後、人口減少等が進むときに、やはり一時預かり事業は全ての子どもと保護者に必要なのです、だからするのですという姿勢でいかれるのか、ここは大分違ってくるのかなと思いますので、そちらについてはぜひ論議いただきたいなと思っております。

私からは以上でございます。

○倉石座長 開構成員、ありがとうございました。

1つ新しい視点として、やはり子供と保護者にとっては権利であるという位置づけをすることが、現場で戸惑われたり揺れる保育士さんに対する1つの軸になるのではないかと、社会的、現代的な意義ということを押さえる必要があるということ。

それから、未満児さんを一時的に保育するというところで、やはり専門性というものをどのように担保していくかということも御発言いただきました。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。あと1人か2人、御意見いただける時間があるかと思いますが、いかがでしょうか。

では、星構成員、よろしく申し上げます。

○星構成員 湧別町の星です。

本町においても、一時保育を2か所の保育所で。

○倉石座長 星構成員、ちょっと音声途切れがちなので、ゆっくりお話しいただけますか。

○星構成員 聞こえますか。

○倉石座長 大丈夫です。

○星構成員 湧別町におきましても、2か所の保育所で一時保育を実施しています。昨年度は300件以上の利用があったわけですが、そのうちの9割以上がやはり3歳未満児ということで対応しています。

一時保育の対応の人員として、2つの保育所で1名ずつ、2名の保育士を確保はしているのですが、専任というよりもほかの不足している部分を補いながらの一時保育という形で、やはりここにおいても保育士不足というのがあります。

一時保育については、子育て世代包括支援センターを併設しておりまして、そこの連携を取りながら、子供さんの状況、あるいは家庭の状況等も事前に打合せを行って、受入れを行うような体制を取っています。やはり一時保育で一番大きいのは、交付金がもらえるということで、人を配置してやっているわけですが、実際マンパワー、特に地方の都市においては、保健師さんや保育士さんがなかなか見つからないという状況もありまして、保育士が見つかって、時間的に制約がある中での働き方を選んでくる方がかなり多いことから、その辺も苦慮しているところであります。

あと、一時保育に対するPRなのですけれども、体制は取っているのですが、本当に充実しているかというところ、ちょっと不足する部分を感じられていることから、年1回の広報でありますとか、育児に関する情報誌の中で掲載している程度で、積極的に利用していただきたいというようなPRは、今の段階ではしていないような形になっています。やはり一時保育、ほかの特別保育についても、やはり地方にとっては保育士さん不足というのが一番大きな問題となっていると考えています。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

人材不足のところまで御発言いただいたと思いますが、途中で少し音声飛んだのですが、センターとの連携というお話をされたところがあったのですが、恐らく利用に関してのところだったと思うのですが、もし覚えておられたら、ちょっと補足いただけたらありがたいのです。

○星構成員 事前に情報の入手という、子育て世代包括支援センターとの連携を行いながら、家庭環境でありますとか子供さんの状況について、保育士が情報を入手しているということ。

聞こえましたか。

○倉石座長 ありがとうございます。ですから、子育て世代包括ですね。ここが入り口になって、利用勧奨も含めて連携をされているということでございますね。ありがとうございます。

あとお一人ぐらい時間がありますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

非常にたくさんの御意見をいただきました。ありがとうございます。かなり具体的なところまで、仕組みのお話もいただきました。それから、この一時保育という名称はどうかということもありますが、これの専門性ということですね。研修制度も含めて、それに携わる保育士自身もやはり専門性を高めていくということが必要ではないかということがございましたし、一方では、やはり人材不足ということも御発言いただいております。

また、この一時保育に対する保育士の現場の方の揺れというものもあるだろうということで、やはり社会的な意義というところをしっかりと押さえていくということ。

最後に御発言いただいたように、利用に関しては、いかにPRをしていくかということ、利用勧奨、それから利用の場合に、情報に関してどのように連携をしていくのかということも御意見いただきました。

アトランダムになって申し訳ないのですが、全ての園がこの一時保育ができる、一時預かりの体力があるかというところではないので、そこは自治体もしくはブロックで把握をしながら調整していくような仕組みも必要ではないかと。まとめているわけではないのですけれども、このようなことが話としてあったということ。

具体的には週に2日か3日程度利用する、昼食も含めて利用するようなことも、一時保育という名称は別として、1つの事業として立ち上げていくことも考えられるのではない

かという御意見もいただきました。

まとめにはなっていないのですけれども、いただいた御意見、主な柱というのがこういうところだったかなということでございます。

事務局のほうでまとめていただいていますので、また今後、この議論をまとめていただいて、年末に向けてまた確認もしくは御意見いただけると認識しております。ありがとうございました。

では、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、また一時保育、一時預かりのことで御意見がありましたら、今後の後半の議論の中でも御発言いただいても結構かと思っておりますので、お願いいたします。

では、次に多様化するニーズの受入れ、必要な支援についてということで、対応の方向性と対応案について御意見をいただければと思います。

この点は地域の子育て支援のところともかなり関連するところかとは思いますが、その辺りは別にきれいに線引きしていただかなくても結構ですので、挙手いただいて、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、森田構成員、よろしくお願いたします。

○森田構成員 毎回口火を切らせていただいて申し訳ないですけれども、よろしくお願いたします。

10ページの医療的ケア児保育支援事業についての御説明があまりなかったかと思うのですが、医療的ケア保育支援者や看護師は、配置ではなく派遣や巡回でも可能だとお伺いしました。そうすると、実際に施設で対応をするのが補助者ということになってくるのでしょうかというところが1点。いわゆる配置というようにここに記載されているので、1人がしっかり保育所等にいるのだと私は思っていたのですけれども、これが巡回でもいとなると、実際に支援するのは補助者しかいないという選択になってくるかと思っております。そして、この補助者も非常勤職員であったりすると、医療的ケア児を保育するのは担任職員のみになってくる。そうしたときに、その職員の責任はどこまであるのかというようなこともやはり難しさが残ってくるのではないかと思っております。

現場の保育士や補助者、そして保護者も安心して預けられる、また預かることができる仕組みをお願いしたいと思っております。1市町村当たりの配置というところを見ましても、市町村によっては当然人口5万人のところから人口50万人のところまで、規模が違います。そして就学前児童数も医療的ケア児の数も当然違ってきますので、人口であるとか医療的ケア児の人数に合わせた配置をお願いできればと思っております。

それと、いわゆる「選択」ということがキーワードになってくるのではないかと私は思っています。先ほどの一時預かり事業もそうですが、いわゆる通常の保育所、認定こども園でしたら、場所やマンパワーさえあれば可能になってきます。しかし、小規模保育ではなかなかその場所がないという物理的な難しさもあろうかと思っております。この医療的ケア児の保育もマンパワーがいてこそ可能になってくるものですので、そうしたことからすると、

事業者側が「選択」して事業を行うということもあっていいのではないかなとは思っております。

よろしく願いいたします。

○倉石座長 ありがとうございます。

特に医療的ケア児については補助者というのではなくて、しっかり園で定着させていくということですね。こういうところを御意見としていただきました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、坂崎構成員、お願いいたします。

○坂崎構成員 よろしく申し上げます。

基本的には要望のような形になりますけど、3点、少しお話をします。

1点目は、平成30年にいわゆるそれまでの包括算定と個別算定の仕組みから個別算定だけに変っただけで、約2倍の予算になったことは非常に良かったことだと私は強く思っています。しかしながら、障害児という言い方はいいのでしょうか。それは自治体によって実は非常に扱いが違うのです。例えばもう初めからこの施設にしか入れない。障害を持っていたら、3歳になったらこの施設に入ってくださいというような自治体の仕組みもあれば、入ったらお金を出すというような仕組みも実はあって、自治体によって本当に様々なのです。そこはそこのいろいろな歴史があるので仕方ないというのが反面あるのですが、現実を言うと、障害を持っていて0～2歳までその施設にいたのに、3歳以降になったら突然遠い施設に行けと言われてたりします。

もしも障害を対応する気持ちとか施設経営者とかがあるのであれば、ある程度そういう仕組みも含めて、自治体の支援額はもう少し何とかならないかなと。多分自治体は一般財源の中でやっているのも非常に大変だと思いますけれども、そういうことが大きいのではないかなと思います。

2つ目は、児童発達支援事業等々、保育所や認定こども園の連携や接続の図り方がやはり非常に曖昧で、簡単に言うと非常に弱いです。保育所等訪問があるのですが、現実には、このような言い方は非常にまずいかもしれませんが、保育所のほうは児童発達支援事業で何をしているのかよく分からない、児童発達支援事業のほうでは保育所の活動内容に不明瞭な箇所が多くあるという状況がまだまだたくさんあるのではないかと思います。やはりそれは接続・連携の補助金の問題なのか、人の問題なのか、そういうところが、お金も含めてなのですけれどももう少し手厚くなることによって随分子供たちを救う部分ができるのではないかと思います。ですから、単純に障害児保育をどうするかということもあるのですが、園に入っている障害のような子供たちが児童発達支援事業を使うところとの兼ね合いをどうしていくかによっては、集団保育をどうしていくのかと、個別にどのように指導していくのかということの、ここの質を上げることによって随分違うことが起きるのではないかと。子供のためになるのではないかと私は思っています。2点目が

これです。

3点目は、ここの場面が正しいのか、子育て支援で正しいのか分かりませんが、やはり非常に厳しいなと思っているのは、子供食堂の併設に関しては、実際に本当に子供や保護者、地域をつなげているところとして非常に大きな力を持っています。これは子育て支援で行うことが望ましいのか、こういう形で補助金を出すのが望ましいのか。言っていることは保育課の方々にはよく分かるのですけれども、例えば子育て支援センターだとできるのだけれども、他だとできないってなったときに、こういう事業を本当にしてあげたいというところが逆にできなかつたりするのです。ですから、そういうことを考えていくことが望ましいのかなと思っています。

3点ほどお話をしました。以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

3点、もう私のほうでまとめるのは控えさせていただきますが、御意見いただいたというところでございます。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、田中構成員、お願いいたします。

○田中構成員 田中です。遅れての参加となりまして、大変申し訳ございません。

本県、高知県の現状から考えたこと述べさせていただきます。先ほどの坂崎先生のお話とかぶるところもあります。

本県は昔から保育王国と言われておりまして、女性の就業率が非常に高いというのもあってと思いますが、低年齢児の入所率が非常に高うございます。1・2歳児の合計で言いますと、令和2年度の数字ですけれども、全国で50.4%の入所率なのですが、本県は79.2%と3割近くも多うございます。

その点から、これまで様々なお子さんを受け入れてきた実績がございますし、障害をお持ちのお子さんなども含めて、地域で保育をするという土壌があると受け止めています。その立場から、今テーマになっている多様なお子さんの受入れをさらに拡大しようとしていくためにはと考えると、やはり全てを保育所で賄うのではなくて、一定の役割分担が必要だと思います。

先ほどからコーディネートというお話が出てきていますが、いかにして保育所でそういった様々なお子さんを保育できるところまで持っていくかということが非常に重要だと思います。

本県、小規模な自治体が多うございます。そういうコーディネート役を担うところ、大半の市町村ではもう市町村自らが担わざるを得ません。その中でコーディネートを担っていくには、これは行政側の課題なのですが、人口減少が進む中では進まざるを得なくなるとは思いますが、やはり行政の部局間の連携、児童福祉と医療、それから障害の福祉といったところがそれぞれの垣根を低くして、部局の連携を深めていく。都道府県としてはそれを支援していくというスタンスが非常に重要になっていくと思います。こうしたことへ

の支援が、国なりからもお考えいただけると、大変望ましい形になっていくのではないかなと思います。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

かなり小規模な園も増えてくるという地方の、地方と申し上げていいのかどうかですけれども、その地域の特性があると。そういうところで、しかも全園の中で8割近く、7割を超える園で受入れをされているというところであれば、やはりその園だけの問題ではなくて、園同士のつながりであるとか自治体の部局間の連携をしながら、後方的に支えていくということが必要ではないかといことを、仕組みについて御意見いただきました。ありがとうございます。

御議論いただいているところなのですけれども、先ほど川又審議官が御到着されたということですので、間で申し訳ございませんが、一言御挨拶いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○川又大臣官房審議官 審議官の川又と申します。遅れて到着して申し訳ありません。

子ども・子育ての関係、何回か担当しております。この保育の関係なども非常に重要な課題だと思いますので、引き続き御議論をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○倉石座長 どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

では、多様なニーズに関することで、引き続きいかがでしょうか。

では、石井構成員、お願いいたします。

○石井構成員 石井です。

外国籍の子供や家庭への支援についてというところで、1つ意見を述べさせていただきます。

現状、40%以上在籍のところには加配がというお話があったのですが、40%というところかなりハードルが高くて、これは一部の園にとどまってしまう可能性が高いなという実感です。

個別性とか文化とか人権的な配慮も必要となってくる問題になってくるので、加配される人も単なる人の配置で済まないケースも考えられるのではないかと思います。私どもが2019年にやった調査では、何もそういう手配をしていないという園も45%ぐらいあったりとか、家族が知人を通訳者として連れてくるみたいなケースも2割弱ぐらいあったりとか、各自治体のレベルで、毎週4日ぐらい通訳ボランティアが配置されているようなケースもある一方で、20人を超えていても何にもそういう配慮ができていないという自治体の差が激しいなと思いました。

本当に単なる書類の書き方とか、入所時のアセスメントとか、日々の保育のここをちょっとけがしてしまったのですけれどもみたいな簡単な説明とか、その辺りがすごく難しいということも保育者の方からはお伺いしていて、言葉とか食事とか文化みたいなものがク

ローズアップされがちなのですけれども、いろいろ細々したところでやはり対応が大変だというのが現状かと思えます。

なので、人の配置ということではなくて、恐らく研修なども必要になってくるのではないかというのは考えられます。私の調査では72%が受けたことがないということを回答している人がいて、この話題というのはほとんど研修では扱われないのが現状かなと思えます。子供は何となく言葉が徐々に入ってくるので、そのうち中心が保護者への通訳と言葉の問題とかというところになってくると思うのですけれども、外国籍の子供というようなところに限らずに、指針にも書いてあるのですけれども、海外生活が長い子供とか、いろいろな多文化なケースに対応していくということを考えていると、もう5～6人在籍していればいろいろな対応が発生してきて、大変になるのではないかなと推察されましたので、ぜひ研修とセットの人の加配みたいところを方向性としては検討されたいと思います。

同時に、そういう人たちが住んでいると、地域に文化圏ができていようなケースも多いので、園庭開放とか一時預かりとか情報提供、相談みたいところもかんでくると思うのですけれども、地域の子育て支援というところも、外国籍対応ということが必要になってくるかなと、実感としては考えています。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

今、石井構成員に御指摘いただいた40%という、13ページにあります家庭支援推進保育事業の数字については、先日行われた社会的養育専門委員会のほうでも、この数字の根拠はどういうことですか、高過ぎるのではないですかという御意見もございましたので、今後必要であれば、またこの点について御意見等をいただけたらと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

開構成員、お願いいたします。

○開構成員 よろしくをお願いいたします。

今、石井先生がすごく大事なとおっしゃったなと思いながらお聞きしていたのですが、加配される方が本当にニーズに合っているのかというのはすごく大事なことなのではないかということを思いました。例えば保育士さんが配置をされることで、本当に必要なニーズが満たされるのか。それとも、例えば外国籍の方でしたらちょっと知り合いの翻訳ができるような方に関わっていただき手助けをしてもらうことに予算措置がなされるところが、もしかするとすごく重要なのではないか、それこそ、ある意味ソーシャルワークの視点かなと思うのです。結局どうやったらこの子たちがよりよく、保護者さんも気持ちよく生活できるかなというところで何ができるかという考え方をしていたほうが柔軟なような気はするのです。

また、医療的ケア児とか障害児についても、もしかすると、もう少し柔軟な形があるのではないかということを思っております。本学では例えば医療的ケアの話でいくと、病児・

病後児の授業は少し用意しておりますけれども、本格的な医療的ケアの授業までは用意できておりません。以前もお話ししましたが、教える教員の問題が出てきたり、養成段階で知識としては知っていても、保育現場に勤めてからの研修段階になると知識が古くなっていたり、実践経験がないことから実際には役に立たないというか、なかなか難しかったりといったようなこともありますので、そこについては保育士だけで、人数さえ増えれば、医療的ケアもできれば障害も特別支援もできますよというふうにはなかなかないところがあるのではないのでしょうか。

小学校以降ですと、例えば養護教諭、保健の先生がおられたり、スクールソーシャルワーカーという方もいらっしゃる中で、その役割を全て保育士ができますよというのは無理があるのではないのでしょうか。これは何回もお伝えしていて申し訳ないのですが、様々な機能、役割が求められる中で、保育所に多様なかたちで関わっていただける応援団を増やすことができないかというのが私の一番の思いでありまして、毎回そのようなことをお伝えはしておりますが、何とぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○倉石座長 開構成員、ありがとうございました。

まさしく何度もおっしゃっていただきたいところでごさいます、ありがとうございます。

厚労省が2年前にも外国籍の調査をされたときにも、今、石井構成員、開構成員がおっしゃったように、外国籍をたくさん受け入れられている保育所は、保育士の代わりにいわゆる通訳をされる方を結構雇用されているということでありました。まさにニーズを満たす人々をどのように加配していくかということも今後考えていく必要があるということでごさいます。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

では、堀構成員に行ってください、その後、星構成員、古賀構成員というふうに行かせていただきますので、よろしく願いいたします。

○堀構成員 先生方、すみません。失礼いたします。

またまとめておりますので、共有させてください。

今のお話にも関連するのではないかと思う点をお話しさせていただきます。

今、医療的ケア児のお話が出ましたけれども、医療的ケア児の保育実践というのは、ケアを家庭だけに任せないという点でも、事業としては大変有益なものだと思います。私自身もある市で特別支援の巡回相談などもしていますけれども、やはり受入れを始めた中で、例えばスロープ一つを取っても、環境への配慮ということが課題となることがあります。

もちろんそうした環境面も含めた受入れを自治体のほうでも検討していただいているということもありますけれども、それはやはり園の先生方が非常に努力をしておられるということがありますので、その点もこの事業を進めるに当たって、どのようなお子さんかということにもなりますけれども、そうした仕組みを全体として考える、人的配慮ももちろ

んですが、やはり物的な環境面の配慮という点も必要だと考えております。

2点目なのですが、前回からも何度も皆様のお話の中にありましたけれども、情報共有や各機関の連携という観点なのですが、例えば家庭環境に課題のあるお子さん、養育能力という点でもそうですし、併せて保護者の方に障害があるケースなども私が見てきた中でもありました。その場合、十分な家庭養育を受けられない子供たちというのは保育所につながることで救われるというケースがあると思います。先ほどの一時保育のところでも、保育所につながる権利というお話が出ておりましたけれども、そういう点でも、家庭養育が難しいという御家庭に育っているお子さんが、保育所で育まれることで、よりよいケース、発達につながっている、育ちにつながっているということも実際にあると考えています。

ただ、一方で、先ほど連携の話をしましたけれども、情報のプライバシーの問題もあるとは思いますが、保育所に各関連機関の情報が届いていないケースがあって、例えば児童福祉施設に関連するような情報共有が、各関連機関はつながっているのだけれども、保育所の先生たちだけが知らないというケースも実際にありましたので、各家庭の情報開示が可能になる仕組み、これは自治体によっても違うのかもしれませんが、保育所を置き去りにしないでほしいということなのです。専門機関としてこのネットワークの中に位置づけていくということは、やはり重要なのではないかと考えています。

最後に、先ほど先生方の支援ということも少し出ていたかと思うのですが、障害児を含めて配慮が必要な子供を受け入れる場合、加配保育士あるいはその担当者が独りで問題を抱えてしまうケースも少なからずあります。こうした保育士の支援などを含めて、保育所だけで担うではなく、今でも巡回相談もありますが、そうした多職種の連携ということはこの保育所の仕組みの中の一つとして具体的に位置づけていくことが必要ではないかと思っています。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

ネットワークにおける情報共有の在り方ですね。仕組みのところなどは非常に重要なことだと、環境面のことについても配慮が必要なことだということを押さえていただきました。ありがとうございます。

では、星構成員、お願いいたします。

○星構成員 湧別町の場合、多様なニーズ、医療的ケアとか障害児については、医師あるいは児相の診断があり、受入れが可能であれば保育士を加配して対応しているのが現状であります。また、外国籍の受入れの実績はありませんけれども、本町は農業と漁業の町でして、福祉の分野にも外国人が入ってきているのが現実でして、今後の需要への準備が必要ではないかと考えております。

また、多様なニーズに対する受入れですけれども、年度の当初であれば、事前に保育所を確保して対応の準備をすることができますけれども、途中入所の場合はどうしても加配

をする保育士の確保ができないということで、受入れができないような状況になってきています。これも全ての部分で根底にあるのが、人員の確保ができない、マンパワーの不足ということが原因になると思います。今後の論点のほうでも、福祉の確保という論理がありますけれども、まず保育士の養成学校に行っている方は、少子化といえども結構人数がおりますから、その方々に対して、保育士の職業が魅力的な職業となるような、そういう体制を整えていかなければならないなと考えております。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

途中入所の場合の予算措置のことも今、御指摘いただきました。ありがとうございます。

それでは、古賀構成員、お願いいたします。

○古賀構成員 お願いします。

画面を共有しながら、お話をさせていただいたほうがよいかと思いますので、共有させていただきます。失礼します。

こちらは文部科学省が8月23日付で学校教育法施行規則の一部を改正する省令案に対するパブリックコメントをしたときの資料です。学校教育法施行規則の一部を改正する省令案は、医療的ケア看護職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員というのは次のページなのですが、特別支援教育支援員、教員業務支援員についての省令を幼稚園にも準用するという内容についてパブリックコメントがなされています。

これは学校教育法施行規則に関するものですが、子供が保育を受ける施設によって受けられるケアに格差が生まれないようにすべきだと考えます。そのパブリックコメントに、幼保連携型認定こども園は含まれるのかという質問がございまして、写っていますでしょうか。こちらについての回答を見ると、幼保連携型認定こども園に関する事項については、内閣府、文部科学省、厚生労働省の省令である就学前云々の規則において規定されるものであり、今回の学校教育法施行規則の改正を踏まえ、関係府省で検討するということが回答されています。

こういったところを見ると、やはり保育所についても医療的ケア看護職員であるとかスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が法律、省令等に基づいて配置されるように、乳幼児保育・教育施設間での格差が生まれないようにしていただきたいというのがまず1点です。

それから、医療的ケア児の保育については高度な専門的スキルが必要とされるだけでなく、例えばクラス担任、看護師等の医療専門職との連携が密に行われる必要があると考えられます。1回目の検討においても述べたことですが、保育士という単一資格でこの高度な専門的スキルまでを研修受講でカバーするというのは、やはりいかがなものかと思っております。それはその高度な専門職としての上級資格とそれに見合う身に着ける専

門性と給与の保障が必要ではないかと考えます。

それから、外国籍の子供について、先ほどの石井先生のお話ともちょっと重なるところがあるのですけれども、配慮が必要な子供の受入れについて、園によっても地域によってもかなり格差があるというような状況もありますし、研修の実施も十分ではありません。

昨年度、本学で事例を基にした研修と専門家を招いた研修を行いましたけれども、京都の中では京都大学が留学生をどんどん増やしているということも関係しているのか、各園に様々な国籍、宗教、文化、言語、家庭環境が異なる子供たちが入ってきています。それこそトイレをじゃーっと流してはいけないという宗教的なことがあって、リュックの中にじょうろを家から持ってくるというようなお子さんもいて、どうしてあの子はリュックの中にじょうろが入っているのというようなことも子供たちに御説明をしながら保育をするという状況が生まれています。

そういったことで、多様なニーズに対応する教職員の研修が必要であるということはもちろんのことですけれども、これは本当に一時預かり同様、研修時間の保障、やはり非常勤になりがちであるということがありますので、一時預かり同様に研修時間等の保障やその内容の明確化、実施に関するシステム、研修資料等を考えていく必要があるかと思えます。社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国保育士会のほうから医療的ケアを必要とする子供の保育実践事例集が出されていますけれども、様々なニーズがいろいろ担ってきているところで、ケースそれぞれに必要なところかと思えます。

保護者とのやり取り、外国籍のお子さんについては保護者をどう支援していくかということも非常に大きな問題になっていますので、そこでのやり取りや支援、通訳を含めた情報提供のICT化ということも含めて、ぜひとも御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

幼保の格差というところは、今、文科省のパブコメが進んでいるというところを挙げていただいて、御発言いただきました。あと、保育士の専門性、研修については、同様のことを言っていただきましたが、非常勤の方が多くなることも想定しておく必要があるということもいただきました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、高谷構成員、お願いいたします。

○高谷構成員 失礼いたします。

皆さんがおっしゃったとおりなのですけれども、私の方から2～3お話しさせてもらおうと、特に医療的ケアの部分はかなり高度な専門性が必要な部分がありますので、中途半端な対応は本当に事故のもとということですので、特にほかのセンテンスの中で公立保育所の役割という部分もありましたけれども、公的な医療機関等との連携が可能な公立保育所の存在意義の発揮をまずはこの辺りで中心に行っていただくことが非常に重要なのかなと思っております。

なかなかそういう高度な専門性を持った保育士というのは我々も確保でき切れない部分もありますので、施設長としては、入所の希望があっても中途半端な対応はやめたほうがいいのかなという思いもあります。

さらに、先ほども出ましたけれども障害児補助金の部分ですが、交付税措置の制度改正があった以降、自治体によってもばらばらになってしまっているのです。従前どおりの金額を措置しているところ、また、そのうち市の負担だけの部分を支出しているところ、全くなくなってしまったところ、ばらばらの状態です。そこは地方交付税に措置するというだけの改正ではなくて、最後まできちんと御指導いただければと思います。

それからもう一点、最後に、この場でお話しするのもどうなのかなと思うのですが、虐待の疑いもあります。例えば実際児童相談所に一時保護される児童も、最近疑いの段階で一時保護というようなことが多いと思います。園児でも、特に児童相談に1週間、長い子で1か月とか、両親と分離されて生活をしているような子供が保育園のほうへ帰ってきます。そういう時に、非常に従前から、ひょっとしたら心に傷を負っているのではないかと思われるような過食に陥ったり、水分を過剰に取ったり、非常に精神的にマイナス面を抱えて帰ってくるということも実際にございます。児童相談所とは情報の連携が全く取れませんので、いわゆるブラックボックスになっております。我々も、そこで何が行われているのか、どういう保育対応がなされているのかが全く分からない中で、アフターフォローだけをしなければいけないという保育所の現状、これはどこで言ったらいいのかなと思ひまして、この場で付け加えさせていただきます。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

最後に御発言いただいた虐待の疑いがある、もしくは被虐待のような子供さんは、調査目的で一時保護できるとなっていますので、かなり短期で入って、また戻ってくるという方がいらっしゃるわけですし、共通していますのは情報のところですね。情報共有をどのようにしていくかという仕組みとか考え方の整備ということを行わないと、ほかの医療的ケア児、障害児のことについても連携が必須になりますので、必要であるということをお発言いただいたと認識しております。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、先に遠山構成員、それから森田構成員とお伺いしたいと思います。

では、遠山構成員、お願いいたします。

○遠山構成員 私からは医療的ケア児の関係をお話しさせていただければと思っています。

前にも話したかもしれませんが、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律ができてから、地方公共団体の責務、あるいは保育所の設置者等の責務が明確になりましたので、非常に重く受け止めているというこういう状況があります。そういった中で、今、相模原市の状況といたしましては、医療的ケア児の受入れに関しては、公立と私立。

○倉石座長 遠山構成員、すみません。ちょっと申し訳ないのですが、御発言が途

中で途切れたのです。

医療的ケア児に関する法律で責務が明確化になったというところまでは聞き取れたと思うのですが、その後のところをもう一度お願いしてよろしいですか。

○遠山構成員 分かりました。失礼いたしました。

今、相模原市の現状で申し上げますと、全部で7施設、9名の方の医療的ケア児を受け入れています。公立が2施設で2人、私立が5施設で7人という状況でございます。

相模原市の場合、認可外も含めて全部で292の施設がある中で、公立園が27園ということで、大体1対9ぐらいの割合ですので、大体それぐらいの割合になっているのかなという状況があります。

そういった中で、公立園に入ってくる医療的ケア児を私も見ているのですが、非常に難しいなと思うのが、入所する前に医師会の先生4人による入所検討会というものを経て入ってくるのですが、その入所検討会の撮ってきた動画と実際の状況がちょっと違ったというようなこともあって、なかなか現場では苦労しているというような声が私のところにも届いています。

それから、今、本市では医療的ケア児の受入れに係るガイドラインを今年度中につくる予定で、来年度からこの運用を始めようと思っているのですが、やはり何人の先生がお話しされていましたが、多職種の連携というのはやはり欠かせないだろうなと思っています。実際に今、公立園でも、特に給食の部分では言語聴覚士が積極的に関わったり、あるいは理学療法士が関わったりというようなことも現実的にやっておりますので、こういった様々なリハ職を初めとする専門職の活用であるとか、実際に医療的ケアを提供するのはやはり看護師ということになりますので、ここら辺も必要になってくるかなと思っておりますが、課題は看護師の人材の確保です。公立の園でも、今年度に入って2人採用したのですが、まだまだ現場からは足りない、これは医療的ケア児以外にも支援が必要なお子さんがいらっしゃるということから、看護師が引く手あまたという状況なのですが、今、こういうコロナ禍という状況もあって、なかなか採用が難しい。

実際にワクチンの接種で人材派遣の方の見積書を見たのですが、本市の時給の3倍ぐらいの金額が必要になる。このようなことからすると、非常に難しいなというようなことを感じているというようなところを思っています。

最後にもう一点、いわゆる未就園児のことで本市の試みをお話しすると、去年、議会で話題になりまして、その後少し改善している部分では、3歳6か月健診、健康診査の際に、どこの園にも通っていないというお子さんに関しては、保育所の御案内などもお渡しするような形で、入園のほうに結びつけるような取組もここで始めてきているような状況でございます。

以上でございます。

○倉石座長 遠山構成員、ありがとうございました。

途中、失礼いたしました。補足いただいて、ありがとうございました。

それでは、森田構成員、お願いいたします。

○森田構成員 私のほうからは、外国籍の子どもについて、2点ほどお願いしたいと思います。

1点目は、私の法人でも1つの園で20%ぐらいまで中国籍のお子さんをお預かりしていたことがあるのですが、保護者が日本の環境に慣れていないということがあり、一番しんどいのはやはり最初なのです。年数が2年3年とたつて同じ仲間が増えて、その方々のコミュニティーができますと、その後はコミュニティーの中でいろいろなことを教えていただいたりということが出来ます。私の法人の本園のすぐ近くの大学の先生の研究室では、外国籍の保護者ばかりを集められたサークルというかコミュニティーみたいなものをつくっており、できればそうした保護者のいわゆるサークルというかコミュニティーの相談窓口みたいなものをしっかりとみていただければということが1点です。

それともう1点。関西空港の近くの我々の仲間のところですが、イスラム教のハラールフードのような、特殊な食事の認定というか認可を取られているところもあります。単なる食事の提供ということだけではなく、そうしたことに関する研修等も今後必要になるのではないかと感じています。また、そうすることによって、我々事業者側からすると園児の確保につながっていくという側面もあるかと思えます。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

言語だけではなくて、食事も含めたあらゆる生活文化について、保育の中でどのようにそういうことを支えていくかということ、それから、やはり入社時、利用始めところに支援を投入していくということも考える必要があると御発言いただきました。ありがとうございました。

あとお一人、お二人、もし補足等も含めて御発言ありましたらお願いしたいと思いますすが、いかがでしょうか。

では、坂崎構成員、お願いいたします。

○坂崎構成員 先ほどの堀先生もそうなのですが、私も実はまとめているものがあるのですが、これは厚労省に提出という形でよろしゅうございますか。

○倉石座長 傾向です。ぜひそのようにしていただければと思います。

○坂崎構成員 では、そういう形を取らせていただきます。ありがとうございます。

○倉石座長 この後でも、もし御意見等がありましたら、事務局のほうに別途御連絡いただければ結構ですので、その点、よろしくお願いいたします。

ほか、よろしいでしょうか。

では、森田構成員、お願いいたします。

○森田構成員 倉石座長、その他ということでもよろしいでしょうか。

○倉石座長 ちょっとお待ちいただけますか。

それでは、ここで時間もそろそろ来ておりますので、今日は一時預かり、それから多様

化するニーズの受入れ、その支援ということで御意見を非常に幅広くいただきました。ありがとうございます。また事務局のほうでまとめていただきますし、繰り返しになりますけれども、もし補足の御発言、それから資料提供がありましたら、事務局のほうにいただきたいと思います。こういう形で一旦締めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、森田構成員、お願いいたします。

○森田構成員　その他のところで申し訳ございません。

社会保障審議会児童福祉部会社会的養育専門委員会での議論についてなのですが、本検討会と並行してというか、連携して行うというお話を当初されておられたかと思います。しかし、社会的養育専門委員会のほうが随分と先行しているように私個人的には感じております。それはどういうことかといいますと、社会的養育専門委員会の資料にありました、いわゆる「かかりつけ相談機関」であったり、ショートステイを保育所等が担うことなどについては、本検討会ではまったく議論がなされていないようなことだと思います。

こうした保育所等に関わる内容については、本検討会でも社会的養育専門委員会の議論の進捗に合わせた議論をお願いしたいと思っております。そうでないと、社会的養育専門委員会で決まり、年内に確定して、もう法案を出すというところで我々に教えていただいても、後の祭りということになってしまいます。できればその都度、進捗に合わせた状況で、本検討会でも議論も進めていただければありがたいかと思っておりますので、その辺も併せてよろしくをお願いしたいと思います。

○倉石座長　森田構成員、大事なことを言っていただきまして、ありがとうございます。

この点、社会的養育専門委員会と本委員会との関連性のあたりについて、事務局の方から後に説明いただければと思います。

その他、もし何か御発言いただけることがありましたら機会を設けたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今いただいたことも含めて、一旦事務局のほうにお返ししたいと思います。次回以降の予定につきましても含めて、事務局のほうでお願いできるでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○神森保育課長補佐　事務局でございます。

本日は闊達な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

森田構成員から御指摘いただいた件につきましては、議論の論点で言いますと、地域の子育て支援というところに該当するかと思っております。どちらでも当然議論いただく予定でございますので、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

それから、次回、第4回についてですが、構成員の皆様には別途事務局より御連絡を差し上げているかと思っておりますけれども、10月11日に開催したいと思っております。朝8時ということで、少し早い時間になっておりますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○倉石座長 事務局、ありがとうございました。

今後、ぜひ社会的養育専門委員会との連動ということも、私たちも意識したいと思えますし、事務局のほうでよろしく願いいたします。

それでは、次回が朝の8時からということで、私がこれまで体験した委員会の中で一番早い開始時間になっておりますけれども、先生方のほうにも御不便をおかけしますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の検討会はこれで閉会とさせていただきます。

御出席いただきまして、どうもありがとうございました。また、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。今後もよろしく願いいたします。

では、閉じさせていただきます。ありがとうございました。